

平成30年第5回上里町議会定例会会議録第3号

平成30年9月6日（木曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7（町長提出議案第49号）上里町税条例等の一部を改正する条例について
日程第 8（町長提出議案第50号）上里町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9（町長提出議案第51号）上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第10（町長提出議案第52号）上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11（町長提出議案第53号）平成30年度上里町一般会計補正予算（第2号）について
日程第12（町長提出議案第54号）平成30年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第13（町長提出議案第55号）平成30年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第14（町長提出議案第56号）平成30年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）について
-

出席議員（14人）

| | |
|------------|------------|
| 1番 黛 浩之君 | 2番 高橋 茂雄君 |
| 3番 高橋 勝利君 | 4番 飯塚 賢治君 |
| 5番 仲井 静子君 | 6番 猪岡 壽君 |
| 7番 齊藤 崇君 | 8番 植原 育雄君 |
| 9番 植井 敏夫君 | 10番 高橋 正行君 |
| 11番 納谷 克俊君 | 12番 沓澤 幸子君 |
| 13番 高橋 仁君 | 14番 新井 實君 |

欠席議員 なし

説明のため出席した者

| | | | |
|-----------|--------|----------|-------|
| 町長 | 山下博一君 | 副町長 | 江原洋一君 |
| 教育長 | 下山彰夫君 | 総務課長 | 須長正実君 |
| 総合政策課長 | 塚越敬介君 | 税務課長 | 山田隆君 |
| くらし安全課長 | 望月誠君 | 町民福祉課長 | 谷木絹代君 |
| 子育て共生課長 | 間々田由美君 | 健康保険課長 | 山下容二君 |
| 高齢者いきいき課長 | 飯塚郁代君 | まち整備課長 | 富田吉慶君 |
| 産業振興課長 | 及川慶一君 | 上下水道課長 | 根岸利夫君 |
| 学校教育課長 | 高橋淳君 | 学校教育指導室長 | 勝山寛美君 |
| 生涯学習課長 | 小暮伸俊君 | | |

事務局職員出席者

事務局長 宮下忠仁 主 任 横尾慎也

◎開 議

午後2時30分開議

○議長（新井 實君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。



◎日程第7 町長提出議案第49号 上里町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第7、町長提出議案第49号 上里町税条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） それでは、御提案申し上げました議案第49号 上里町税条例等の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、上里町税条例等の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

概要について申し上げます。

まず、第1条による改正の内容でございますが、主に個人町民税、法人町民税、そして、平成30年10月1日施行となる町たばこ税の改正です。

町税条例の条文ごとに御説明申し上げます。

第23条は、町民税の納税義務者等を規定したもので、個人町民税の規定に係る文言修正と、法人町民税の電子申告の規定の追加に伴い改正するものでございます。

第24条は、平成33年度から、給与所得・年金所得の算定が10万円多く計算されることにあわせて、個人町民税及び均等割の非課税基準を10万円増額する改正です。

第34条の2及び第34条の6は、同じく平成33年度以降、基礎控除の所得上限を2,500万円とする改正です。

第36条の2は、町民税の申告義務者の範囲を修正するものでございます。

第48条は、法人町民税の申告納付について規定したのですが、電子申告による取り扱いを追加するものです。

第92条、第92条の2、第93条の2は、たばこの区分を整理し、加熱式たばこを追加するものです。

第94条は、たばこ税の課税標準を規定するもので、加熱式たばこの紙巻きたばこへの新たな換算方法を定め、平成30年10月1日にはまず20%を移行するとするものです。

第95条は、一般の紙巻きたばこの税率を、平成30年10月1日には1,000本につき5,692円とするものです。

第96条及び第98条は、引用条文番号や文言の修正です。

附則第5条は、平成33年度から給与所得・年金所得の算定が10万円多く計算されることにあわせて、個人町民税所得割の非課税基準を10万円増額する改正です。

附則第17条の2は、長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について規定するもので、引用条文を修正するものです。

続いて、第2条による改正でございます。町たばこ税の段階的改正となっており、第94条における加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方法は、平成31年10月1日には新換算方法へ40%移行するものです。

附則第10条の2は、固定資産税のわがまち特例に関するもので、引用条文のずれを修正するものでございます。

続いて、第3条による改正でございます。同じく、町たばこ税の段階的改正となっており、第94条における加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方法は、平成32年10月1日には新換算方法へ60%移行するものです。

第95条は、一般の紙巻きたばこの税率を、平成32年10月1日には1,000本につき6,122円とするものです。

続いて、第4条による改正でございます。同じく、町たばこ税の段階的改正となっており、第94条における加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方法は、平成33年10月1日には新換算方法へ80%移行するものです。

第95条は、一般の紙巻きたばこの税率を、平成33年10月1日には1,000本につき6,552円とするものです。

続いて、第5条による改正でございます。同じく、町たばこ税の段階的改正となっており、第93条の2、第94条における、加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方法は、平成34年10月1日には新換算方法へ100%移行となるものです。

続いて、第6条による改正でございます。平成27年に行った町税条例の一部を改正する条例の附則を改正するものです。

附則第5条は、3級品たばこの税率を1,000本につき4,000円とする特例の基準を、平成31年9月30日まで延長するもので、あわせてこの税率改正時の手持ち品課税を規定するものです。

次に、附則の内容であります。附則第1条は施行期日について規定したもので、町たばこ税の改正にあわせて、第1条の改正及び第6条の改正が平成30年10月1日、第2条の改正が平成31年10月1日、第3条の改正が平成32年10月1日、第4条の改正が平成33年10月1日、第5

条の改正が平成34年10月1日と、1年ごとに段階的に施行されます。

また、そのほかのものについては、それぞれの施行日から施行されます。

附則第2条は町民税、附則第3条は、町たばこ税に関する経過措置について規定したもので、それぞれ規定する施行日前のものについては、従前の例によるとされるものです。

附則第4条から附則第6条は、平成30年10月1日の町たばこ税率改正の手持ち品課税について規定したものでございます。

附則第7条から附則第8条は、平成32年10月1日の町たばこ税率改正の手持ち品課税について規定したものでございます。

附則第9条は、平成33年10月1日の町たばこ税率改正の手持ち品課税について規定したものでございます。

以上で、上里町税条例等の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先ほど、全員協議会でも質問させていただいた部分でもあるんですけども、今回は、町民税の見直しの内容は、この個人所得課税の給与所得控除を10万円引き上げる一方で、基礎控除は10万円引き上げるといって、プラス・マイナス・ゼロの形をとっているわけなんですけれども、給与所得控除の上限対象が引き下がることによって、年収ですね、これ。1,000万円から850万円に引き下がるわけでありますので、そうしたことによる、その間に係る人の負担が増えるということになるんじゃないかなというふうに思います。その負担対象となる町民は何人おられて、負担額というのは幅があると思いますので、どの程度の増え方をするのか教えていただきたいと思います。

○議長（新井 實君） 税務課長。

〔税務課長 山田 隆君発言〕

○税務課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に対しまして、税務課よりお答えさせていただきます。

今回の給与所得控除の見直しにつきまして、上限額が220万から195万円引き下げられる関係で、この差額に応じて負担が増える方がいらっしゃるのではないかとというところで御質問かと思っております。

全員協議会の席で説明させていただきまして、この対象者、850万円以上の方が何人いるかということで、私のほうで140人ほどと一度説明させていただいたんですが、それが課税標準額としてのランクで見えていくと、140人だったんですけれども、実際の給与収入として850万、今回の改正にかかわってくる方というのが、再度確認しましたところ、566人。本日、再度計算しましたところ、566人いらっしゃいました。謹んで訂正させていただきたいと思います。

この566人の方に関しましては、所得控除の上限が220万から195万円へ25万円引き下げられることとなります。ということなので、所得が25万円増えるという形になります。ただし、この10万円分につきましては、ほかの方と同様に、基礎控除が10万円引き上げられますので、そちらで手当されると。残りの15万円分に関しまして、増税という形になろうかと思えます。

ただ、子育て世帯、もしくは介護を行っている世帯につきましては、その辺を考慮しまして、負担増が生じないような処置を行うということで、調整控除を給与のほうに充てまして、給与の所得を今までどおり、改正前と同様に上限額15万との調整控除となるわけなんですけれども、それを差し引きますので、基礎控除の10万円増とあわせて、今までの計算と変わらない形になるということでございます。

この改正によりまして、申し上げたとおり、566人のうち、今日の計算では、49の方がそういった子育て世帯、介護世帯ということが計算されましたので、残った517の方が税金が15万ですので、その10%、1人当たり1万5,000円ほど増えるのではないかと見込まれております。町全体としますと、その増税分で700万ほどの増額が見込まれるところでございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 私もちよっと全員協議会であれっというふうに思ったんですよ。所得だったかな、確かにそこに幅があったはずなのにと思ったんです。それで、よくわかりました。

それで、年収に対してなんです。そうすると、かなり多くの方がその対象になるということでもあります。私、ちよっと調べたわけなんですけれども、900万円の方は、今、課長が説明されたように、年収ですね、年1万5,000円の負担増、年収が950万円では3万円、年収が1,000万円になると4万5,000円ぐらいの増税になるんじゃないかなというふうに思います。

そうして、このことがあらゆるもの、算定基準の基礎となるわけですから、国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料などに増額という形になっていきますので、この幅の人たちは、かなりの負担増になるのではないかとというふうに思いますけれども、その点の試算は

されているのでしょうか。

○議長（新井 實君） 税務課長。

〔税務課長 山田 隆君発言〕

○税務課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

先ほどの給与所得控除の見直しにつきまして、負担が生じる世帯につきまして、これが社会保障のサービスの関係にも影響があるのではないかと御質問かと思えます。こちらにつきましては、各制度におきまして、各担当府省のほうで、それについて影響が出ないような措置をするということになってございます。平成33年度からこの所得の見直しが生じるわけなんですけれども、そのときまでには、所得を使っている制度、例えば児童手当、それから各種医療保険制度、国民年金、そういったところにつきましては、影響がないような措置が講じられると思われま。

また、おっしゃっていましたが所得控除の上限が引き下げられたことによる影響を受けた方につきましては、これは所得上で、例えば先ほどの子育て、介護を行っている世帯につきましては、所得を落としてみるという形になりますので、そういった世帯については、もうそこで影響がないような形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいまの説明でありますと、確かに、控除のところでは、22歳までの子どもさんを育てている方だとか、介護をしている方はちゃんと守られる制度になっているようではありますが、そのほかにも、あらゆる社会保障に対してそれが影響しないようにというのは、法的に整備されるということで捉えていいのでしょうか。

○議長（新井 實君） 税務課長。

〔税務課長 山田 隆君発言〕

○税務課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に対しまして説明させていただきます。

税務課のほうには、各担当府省において、各サービスの算定に影響が出ないような措置を講じるというレベルでの説明があるわけでもございまして、これが法的に整備されるとかそういった具体的な内容につきましては、まだこちらには来ていないところでございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はございませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） たばこ税についてちょっと確認させていただきます。

段階的に税率が引き上げられて、平成31年10月には最終段階で小売価格が、今現在、例えば440円ですと、500円というふうになるわけですけれども、現在、愛煙家、嗜好品として愛煙家がいるわけですが、これが33年10月を迎えた時点で、町としてはどのくらいの税収を見込んでいるのか。

ということは、これだけ小売価格が上昇しますと、愛煙家もどちらかというと高齢者が多くて、年金生活とか収入の少ない方なんか、嗜好品としてたばこを飲んでいるというふうな傾向が見られるわけですけれども、その辺で私が危惧するのは、税収が落ち込むんじゃないかなというふうに考えるわけですが、その辺の試算はしているかどうか、わかる範囲で答弁をお願いいたします。

○議長（新井 實君） 税務課長。

〔税務課長 山田 隆君発言〕

○税務課長（山田 隆君） 齊藤議員の御質問に対しまして説明させていただきます。

今回のたばこ税の増税によりまして、今後、その見込みはどうなるのか、税収の影響はどうかという御質問かと思えます。

実際に健康志向が大分進んでいるようでありまして、売り上げの本数というのは大分減ってきてございます。平成28年の段階で5,280万本ほどだったものが、平成29年度は4,900万本、5,000万本を割り込んできております。1年間の間で6.73%の減ということでございます。税収としても1,700万ほどの減収となつてございます。

これからこれが増税となりまして、小売価格のほうも上昇するというところでございますので、健康志向と相まって、さらにたばこの消費が減る可能性は大きいかなと考えているところでございます。

ただ、どれほど減少するかというのは、価格設定とかにもよる部分もございまして、何とも見込めないところなんですけれども、平成29年度決算現在の約4,900万本で売り上げ本数は変わらないとして、仮定して計算したものがございまして。現在、2億5,600万の収入でございましてけれども、これが最終改正、平成33年10月ですね、そちらまで増税したとして、町に入ってくる税金は3億100万円、4,500万円ほどの増収と見込んでございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 高橋ですけれども、全員協議会の中で税務課長に私が発言したんですけれども、何か税金を払いたくないような発言をしたことについては……

○議長（新井 實君） すみません、討論ですので、ちょっとやめてください。

討論、ほかにありますか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。

議案第49号 上里町税条例の一部を改正する条例について、反対でありますので、反対の討論をいたします。

今回の条例の一部改正は、個人所得税の見直し、法人町民税の電子申告の義務化、たばこ税の見直しであります。個人所得税の見直しについて反対の考えを持っています。

個人町民税の見直しの内容は、個人所得課税の給与所得控除を10万円引き下げ一方で、基礎控除を10万円引き上げます。また、給与所得控除の上限対象をこれまでの年収1,000万円以上から850万円以上に引き下げ、控除額は220万円から195万円に25万円引き下げるものです。これにより、年収850万円から1,000万円までの、いわゆる中堅所得層が大幅増税となります。

増税になるのは、年収850万円以上の、主に会社員や公務員など、全国で約4%ですね、230万人とのことです。年収900万円の人は年1万5,000円の負担増、年収950万円では3万円、年収1,000万円では4万5,000円の増税になると言われています。

評価できるところは、22歳以下の子どもや介護が必要な家族がいる方は、除かれたとしたところ。しかしながら、住民税基礎控除の引き上げや公的年金等、控除の見直しに伴い、所得金額によって算定基準が定められている国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、児童扶養手当などの影響も問題されるところです。先ほどの説明では、他の制度に影響のない措置が講じられるということでありまして、まだその点も具体的には明らかになっておりません。

所得税は累進課税で、所得が多いほど負担率が高いのが当然のあり方と考えます。ところが、富裕層の税負担は、株式配当や譲渡益への課税が低く抑えられているために、所得が1億円程度を超えると、逆に負担率が下がっているのが現状です。

こうした大企業や富裕層への優遇税制をこそ改めていくべきと考えます。超富裕層への優遇をそのままに、年収500万円以上の中堅所得層を高所得階層だと決めつけて増税することには反対であります。

○議長（新井 實君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第49号 上里町税条例等の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 町長提出議案第50号 上里町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（新井 實君） 日程第8、町長提出議案第50号 上里町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第50号 上里町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、子ども医療費の対象年齢を現行の満15歳から満18歳へと引き上げることで、子育て世代の経済的負担の軽減及び子どもの健康と福祉の増進を図ることを目的として、条例改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、当該条例の第2条第1号にあります子どもの年齢の定義の改正と第4条にあります当該支払額の説明及び受給期間の削除を行うものでございます。

当該支払額の説明については、第2条第4号の「一部負担金等」の定義に同様の内容が明記してあるため、文言整理として削除するものでございます。

受給期間についても、第2条第1号の「子ども」の定義に期間の明記があるため、文言整理として削除するものでございます。

また、附則につきましては、第1項では施行期日を定めておりまして、平成31年4月1日からの施行とさせていただくものでございます。第2項では適用区分を定めておりまして、改正後の規定については、支給対象の子どもが施行日以後に受けた医療について適用するというものでございます。

以上で、上里町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明と

させていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 1点質問させていただきます。

先ほど、全員協議会におきまして、対象者が約1,000人ということで、予算的には2,000万円を見込んでいたということでありました。こども医療のペナルティですね、今まで国がかけていたペナルティが若干緩やかになって、就学前までに引き上がったと思うんですけども、今まで上里町が受けていたペナルティの減額分というんでしょうか、受けなくなった金額というのをちょっとお聞かせ願えればなというふうに思っています。

○議長（新井 實君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 山下容二君発言〕

○健康保険課長（山下容二君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

恐らく国民健康保険の関係の国庫の負担金のペナルティのことをおっしゃっているのだと思います。これについては、国保の広域化とあわせて30年から就学前の部分は、ペナルティがなくなるものでございます。29年度の決算の状況でございますが、大体今80万ぐらいペナルティを受けておりましたので、その部分がなくなるのかなというふうに思います。

ただ、拡大した部分、これについては、当然現物支給でありますので、ペナルティの対象となってくると思われます。ただ、30年度から国保の広域化によりまして、仕組みが変わっておりまして、国庫は町には入りません。そのかわり、県に一旦入った後、納付金算定の控除財源として扱われますので、そこで引く分が減ってくるということで、納付金が増えてくると。入が関係ない、歳出が増えるような、そんなイメージでとっていただければと思います。

あくまでも試算で、その年度によって、計算式や調整率等が違うんですけども、84.27%の32%というふうに考えますと、おおむね30万ぐらいが影響してくるのではないかと、ペナルティでというふうに試算しております。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第50号 上里町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立は全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 町長提出議案第51号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第9、町長提出議案第51号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申上げました議案第51号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針、平成29年12月26日に閣議決定されたものでございますが、この対応方針を踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令、平成30年厚生労働省令第65号でございまして、この省令が施行されたことに伴い、所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

次に、概要でございまして、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設について、確保が困難である場合は、一定の要件のもとで小規模保育事業者等、もしくは町が適当と認める事業者による代替保育を可能とするものです。

また、居宅で保育を提供している家庭的保育事業者については、食事の提供及び調理について、自園調理により行うため、必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置を10年とし、町が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能としたことにより、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、改正条文について御説明申し上げます。

まず、第6条第2項及び第3項が次のとおり新設されます。

第6条に第2項として、町が家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、家庭的保育事業者と代替保育を提供する者との間で、それぞれ役割の分担及び責任の所在が明確化されていること及び代替保育を提供する者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること、この2要件を満たす代替保育を提供する者を確保することで、代替保育の提供ができるとするものであります。

また、第3項として、家庭的保育事業者等が家庭的保育事業を行う場所以外の場所において代替保育を提供する場合は、前項の小規模保育事業A型もしくはB型、または事業所内保育事業を行う者を確保すること並びに家庭的保育事業を行う場所において代替保育を提供する場合は、事業の規模等を勘案して、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者を確保することで、代替保育の提供ができるとするものであります。

次に、第16条第2項第3号が次のとおり新設されます。

居宅で保育を提供する家庭的保育事業者について、町が適当と認める事業者から食事の外部搬入を可能とするものであります。町が適当と認めるものは、保育所等から調理業務を受託しており、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有すること、かつ乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状況に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等に適切に応じることができるものであることを満たすことが要件となるものであります。

次に、第45条は、今回の改正に伴う条項ずれによる改正であります。

次に、附則第2条第2項が次のとおり新設されます。

居宅で保育を提供している家庭的保育事業者については、自園調理により行うために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を5年から10年とするものであります。

最後に、施行日については、公布の日から施行することとします。

以上で、上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案及び内容の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第51号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第10 町長提出議案第52号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第10、町長提出議案第52号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第52号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の改正を踏まえ、医療費助成金の支給対象者に係る所得制限の導入及び上里町こども医療費支給に関する条例の改正を踏まえ、支給対象年齢の拡大のため所要の改正を行うべく、本案を提出するものでございます。

次に、概要につきまして御説明申し上げます。

上里町重度心身障害者医療費支給事業は、埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金を受けて実施しております。

今回の改正内容は、埼玉県の補助金交付要綱が改正され、所得制限が導入されたため、所要の改正を行うものです。具体的には、受給資格登録者の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条に規定する額を超える場合の助成金は、補助金の交付対象経費としないとされました。町では県の補助金交付要綱に基づき当該事業を行うため、条例の一部を同様に改正するものです。

次に、上里町こども医療費支給事業の対象者について、満18歳まで対象年齢を拡大するため、上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の第4条第1項の対象者について、「満15歳」を「満18歳」に改めるものです。

続きまして、各条文の内容について御説明申し上げます。

当該条例の第4条は、医療費助成金について定めておりますが、対象者の年齢については、上里町こども医療費支給事業の対象者が満18歳まで拡大されることに伴い、同事業との権衡を保つため、重度心身障害者医療費支給事業においても食事療養費の無料化を拡大するため、第1項中、「満15歳」を「満18歳」に、また、同条中の対象者に「助成金を支給」を「助成金の支給」に改め、次に「（以下「医療費助成」という。）」を加え、新たに第4項と第5項を加えるものです。

同条の第4項については、所得制限を導入し、前年の所得が規定する所得制限額を超えた場合には、その年の10月から翌年9月まで国民健康保険法を初めとする社会保険の各法を意味する医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る医療費助成は行わないとするものです。

また、第5項については、震災等の災害により対象者の所有する住宅や家財等の被害額が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合は、その損害を受けた日から翌年9月までは医療給付に係る医療費助成については、所得制限の規定を適用しないというものです。

次に、第5条は、受給資格の登録について定めておりますが、第5条中の「医療費助成金の支給」を「医療費助成」に改め、また、新しく第2項を加えるものです。

同条の第2項については、第3条に定める対象者として認定したときは、当該対象者を受給資格登録者として登録し、受給資格登録者として登録しない場合は、その旨を規則の定めにより、申請者へ通知するものとしています。

次に、第6条は受給者証の交付について定めるもので、当該受給資格登録者に医療費助成を行う場合には、受給者証を交付するものとし、所得制限を超えて医療費助成を受けられない場合は、当該受給資格登録者にその旨を規則の定めにより通知する、このように内容を全部改正するものでございます。

第9条は、受給資格の喪失、登録事項の変更に関する届け出の義務について定めておりますが、同条中の「受給者」を「受給資格登録者」に改め、所得制限を導入することに伴い、受給資格登録者は、所得の状況について町長に届け出なければならないとする第2項を追加するものです。

最後に、附則につきましては、施行期日を定めており、平成31年1月1日から施行となりますが、医療費助成の対象年齢拡大に関する第4条第1項の改正規定については、平成31年4月1日からの施行とさせていただきます。

以上で、上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 埼玉県の高度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部が改正されたわけでありませうけれども、この負担の割合は、医療費の自己負担分の半分ずつ、市町村と県で半分ずつということだというふうに思っています。それで、県が改正することによって、県内の各市町村がどうしようかというふうな対応に迫られているわけだと思っています。

上里町は、県と同じように、それを変えていこうということでありませうけれども、県内全体の状態としては、県が廃止した部分を自治体で全額見ていこうというところがあるのかなのか、教えていただければというふうに思っています。

○議長（新井 實君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 谷木絹代君発言〕

○町民福祉課長（谷木絹代君） 沓澤幸子議員の御質問に御説明させていただきます。

県の要綱改正を受けまして、7月現在の調査の結果をいただいておりますので、御報告いたします。

63市町村のうち、55市町村のほうで導入を予定している。9月議会、12月議会に上程をするという形での報告です。未定としているところもあるようでございますが、今現在の段階で、導入しない方向で検討しているという市町村につきましては、1市のみという形で報告を受けております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） すみませう、先ほどの全協での質問ですと、1人当たりの医療費の平均というのが11万7,000円ということでありました。障害をお持ちでない方たちの1人当たりの医療費と比較した場合に、どの程度違いがあるのかなということについてお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 山下容二君発言〕

○健康保険課長（山下容二君） 沓澤議員の質問に国保という形でお答えするようになるので、御了承いただきたいと思います。

国保については、1人当たりの医療費が33万9,000円、29年度決算なんですけれども、これは総額ですので、重度医療ですと、例えば3割という形であれば、これの30%が10万1,700円というような状況になるかと思われます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議案第52号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について、反対の考えを持っていますので、討論をしたいと思います。

重度心身障害者医療費支給制度は、重度障害者の医療費自己負担分を無料にするもので、県と市町村が半額ずつ財政負担してきていると思います。県は2015年1月から、65歳以上で新規に重度障害者になった方を対象から外してきました。今回は新たに、そうした年齢制限の導入に加えて所得制限を来年1月から、所得360万円の新規受給資格者については来年度から、また、現在受けている方については、2022年度に適用するという内容であるというふうに思います。

所得360万円は、高額所得者ではないというふうに思います。健常者と比べても、医療機関の受診が多くなり、障害の進行を防ぐことや、2次障害を防ぐためにも、医療機関の受診が増えることは必要な経費だというふうに思います。上里町においても、所得制限を受けることによって、現状で既に17人がその対象から外されるということでもあります。

新たに申請された方では、来年度からすぐにその制限が実施されるわけであります。腎臓病など難病を患いながら懸命に働く方々に対して、重い負担となるわけでありますので、この改正には反対であります。

○議長（新井 實君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第52号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第11 町長提出議案第53号 平成30年度上里町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（新井 實君） 日程第11、町長提出議案第53号 平成30年度上里町一般会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第53号 平成30年度上里町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

まず最初のページ、第1条においては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億9,867万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億7,335万4,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

第2条においては、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費を第2表繰越明許費によると規定するものでございます。

次に、2ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

款14国庫支出金は55万1,000円の増額補正で、民生費委託金の基礎年金、事務費委託金の増額となっております。

款15県支出金は3億5,923万8,000円の増額補正で、総務費県補助金のふるさと創造資金、衛生費県補助金の飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助金、農林水産業費県補助金の強い農業づくり交付金、総務費委託金の住宅・土地統計調査単位区設定事務交付金の増額となっております。

款18繰入金金は1,641万9,000円の増額補正で、介護保険特別会計繰入金の増額となっております。

款19繰越金は4億2,118万5,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

款20諸収入は128万2,000円の増額補正で、町立図書館、老人福祉センターの平成29年度指定管理料の精算分について雑入として受け入れるものでございます。

歳入合計は、現予算に対して7億9,867万5,000円を追加し、96億7,335万4,000円とするものでございます。

次に、3ページから4ページまでが歳出でございます。

款2総務費から款9教育費までの各項目に共通して、人事異動等による給与の補正がなされております。

まず、款2総務費は1億3,520万円の増額補正となり、主な内容は、職員給与費、臨時職員賃金、減債基金積立金、役場駐車場整地工事、公共施設再配置・維持保全計画策定業務委託料、社会保障・税番号制度関連システム開発業務委託料、ソフトウェアライセンス等購入費などの増額となっております。

款3民生費は1,699万6,000円の増額補正となり、主な内容は、職員給与費、こども医療費支給事業に係る印刷製本費や通信運搬費、中央・長幡保育園改築事業に係る土地購入費、子ども子育て支援事業計画策定基礎調査業務委託料などの増額となっております。

款4衛生費は102万5,000円の増額補正となり、職員給与費、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助金の増額となっております。

款5農林水産業費は3億6,392万5,000円の増額補正となり、職員給与費、強い農業づくり交付金の増額となっております。

款6商工費は1,019万8,000円の増額補正となり、職員給与費、イベントスペース使用料、指定企業施設奨励金の増額となっております。

款7土木費は880万3,000円の増額補正となり、職員給与費、道路維持補修事業に係る道路補修工事費、機械器具費の増額となっております。

款8消防費は154万円の増額補正となり、消防施設費補助金、避難場所看板設置工事費の増額となっております。

款9教育費は2億6,098万8,000円の増額補正となり、主な内容は、職員給与費、教育施設整備基金積立金、小学校管理運営事業に係る営繕工事等設計委託料、公民館管理事業に係る施設修繕料や工事請負費、町民体育館・多目的スポーツホール更衣室改修工事費などの増額となっております。

4ページをごらんください。

歳出合計につきましても、歳入同様、現予算に対して7億9,867万5,000円を追加し、96億7,335万4,000円とするものでございます。

次に、5ページをごらんください。

第2表繰越明許費につきましては、款2総務費、項1総務管理費の行政改革推進事業1,125万4,000円を繰越明許費補正として追加するものでございます。

以上、平成30年度上里町一般会計補正予算（第2号）についての私からの説明とさせていただきます。

引き続き、総合政策課長から補足説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） 暫時休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時50分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行します。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 塚越敬介君補足説明〕

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 何点か質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、1ページであります。財産管理事業で、役場駐車場の整地工事費と土地借上料ということでありますけれども、どこの場所を新たにお借りしていくのかなということ、お尋ねしたいというふうに思います。駐車場スペースは、そこに何台分お借りする予定なのか、お願いしたいと思っております。

それと、2ページであります。前年度繰越金の大半を決まっていることで、2分の1以上を積み上げるということでもありますけれども、減債基金と教育施設整備基金に積み上げていくということでもあります。上里町のずっとこの間の予算、決算のあり方がかなりの額、1割前後の繰り越しを行って、それを次年度に使ってくるというやり方で推移しています。

この2分の1を基金に積むということが決まっていますので、そうしますと、基金の額がどんどん増える。増えることによって、先ほど全員協議会で説明していただきましたように、将

来的な部分では非常に安定しているというか、そういうふうになって将来的な負担割合というのが落ちてきているということになっているんだというふうには思いますけれども、残すことによって、住民の要望が先送りされているということも一つ言えるんじゃないかなというふうに思っていますので、目的を持ったところに積んでいく、ここの減債基金であったり、教育施設整備基金も、今後必要となる部分ではあるというふうには思いますけれども、このシステムについて、もう少しどういう考えを持っているのかお聞きしたいかなというふうに思います。

その下にいきまして、子育て共生課のところの土地購入費でありますけれども、どの場所の土地をどのぐらい購入する予定を持っておられるのかお尋ねしたいというふうに思います。

あと、3ページであります、強い農業づくり交付金ということで、県の支出金でありますけれども、これは何%という、何分の何の補助金なのか、農業法人団体への補助金という説明でありましたけれども、この団体へは繰り返し多額の補助金が支出されておりますので、経営なども心配するところなんですよ。だから、そうした点で、どうなのかなと思っていますので、お聞きしたいというふうに思います。全額ではないと思いますので、お聞きしたいと思います。

また、先ほど説明していただいたんですけれども、タマネギの、具体的にもうちょっとわかりやすく説明していただければなというふうに思います。

あとは、最後のページ、4ページになりますけれども、公民館のトイレを洋式にしていくということでありまして、公民館工事請負費がありましたけれども、これをトイレは全て洋式化するのか、和式との組み合わせをどのように考えて計画されているのか、各公民館教えていただきたいと思います。

また、同じ項目の中の156万6,000円は、神保原公民館の陶芸施設の解体ということでありましたけれども、陶芸施設は今後どういうふうな形になるのか、解体した後のことについてお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 須長正実君発言〕

○総務課長（須長正実君） 杳澤議員の質問に対しまして御説明申し上げます。

財産管理事業のところでございますけれども、役場駐車場の新たに借り上げる場所ということでございましたが、こちらにつきましては、まだ所有者との交渉がございますので、詳しい地番につきましては御容赦願いたいと思いますが、場所につきましては、中央公民館の西側の、町道の西側を考えております。台数につきましては、現在、保育園となる場所に44台駐車することが可能でございます。それに保育園からの職員分17台分を加えまして、61台の台数を確保したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 塚越敬介君発言〕

○総合政策課長（塚越敬介君） 杵澤議員の御質問に説明させていただきます。

まず、収支につきまして、毎年多額の金額が出ていますがという話ではあったんですけども、今年度は約6億8,000万円、昨年度にいたしますと8億円以上出ておりまして、確かに高額なものが出ています。実質収支につきましては、説明させていただいたとおり、どうしてもその半額につきましては、地方財政法の規定によりまして、積み立てなどに回さなければいけないという実情がございますので、その点に関しては御理解をいただければと思います。

あとは、そもそもその実質収支を出さないようにというところではあるんですけども、収入の見込みであったりとか、そういう分は交付税であったりとか、あと税収であったり、なかなか読みづらい部分もあるんですけども、より適切に把握するように、財政担当課としては今後努めてまいりたいと考えております。

○議長（新井 實君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 及川慶一君発言〕

○産業振興課長（及川慶一君） 杵澤幸子議員の御質問に対しまして御説明させていただきます。

まず、この強い農業づくり交付金に関する補助率については何%でしょうかという御質問でございますが、こちらにつきましては、50%以内ということでございます。

また、もう一つございました質問で、もうちょっと具体的にわかりやすくというようなお話でございましたが、まずこのタマネギの乾燥選果、集出荷、冷蔵貯蔵施設になるわけでございますが、タマネギは、この地域におきましてはおおむね冬ごろに作付を行って、秋から冬にかけて植えつけを行って、収穫時期はおおむね暖かくなった4月から6月の間に大体とれるわけでございますが、こちらのタマネギにつきましては相当量ございますので、そのタマネギを一旦保冷して、出荷のほうを徐々に徐々に出していくというような計画でおります。

また、農作物につきましては、当然でございますが、南のほうから徐々に徐々に北のほうに行くにつれ、同じような作物が徐々にとれていくというようなものがございますので、上里町において生産されて、また集出荷できるような時期にそういったものを刈りとって、保冷しておく施設ということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 杓澤議員の御質問に説明させていただきます。

予算にございます土地購入費につきまして、どの場所をどの程度の面積でということの御質問だったかと思えます。

場所につきましては、公立保育園の建設予定地になってございます南側にある畑231平米についてを今後購入できればということで、今回、補正予算計上させていただきました。

以上です。

○議長（新井 實君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小暮伸俊君発言〕

○生涯学習課長（小暮伸俊君） 杓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

まず、公民館のトイレでございますが、現在、神保原公民館につきましては、男性用、女性用とも洋式の部分、こちらがございまして、1階部分が、こちらが児童館になっておりますが、児童館にも洋式等ございます。ですので、今回につきましては、賀美公民館、長幡公民館、七本木公民館、上里東公民館、こちらにつきましては現在、男性用の洋式トイレというのはございません。ですので、この4館につきまして男性用、そして女性用につきましても、1基ずつ和式を洋式にしたいと考えております。

続きまして、陶芸小屋の解体工事につきましてですが、現在、中央公民館に陶芸ができるスペース、そして、今まで使われていなかった機械室というのがございますが、こちらを陶芸窯を移転するスペースをつくりまして、改修いたしまして、陶芸窯を移転できましたため、こちらに陶芸の団体、こちらのほうには利用していただきまして、その後、団体との、現在調整をしておりますけれども、時期を見まして、こちら、陶芸小屋は解体ということで事業を進めております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はございませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 杓澤さんも申し上げたんですけれども、神保原公民館と陶芸の解体、こういうふうに今、課長は申し上げたんですけれども、今、利用している人たちは、もう移転は決まったことだから、やむを得ないということなんですけれども、解体しなきゃならない建物なのか、あれは地域の人たちに、建物そのものが再利用か、そういうことができないのかということをおっしゃっているんですよ。

解体、あの建物を見た人はわかると思うんです。そんなに解体しなきゃならないほど傷んで

る、外見だけですよ、中へ入って見ていないんですけれども、外見を見れば、そういう解体までする必要ないんじゃないか、地域のために何か活用できればいいんじゃないかなという声があるんですよ。その辺のところも、一概に移転するから解体するということについては、ちょっと異議があるので、意見申し上げます。

○議長（新井 實君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小暮伸俊君発言〕

○生涯学習課長（小暮伸俊君） 高橋勝利議員の御質問に御説明申し上げます。

現在、神保原の陶芸小屋につきましてですが、こちらの町のほうの認識といたしましては、かなり老朽化が進んでいるという認識でございます。そして、利用団体の方にお話し等もさせていただきまして、安全に利用できる施設ができたということで、利用団体の方には御了解をいただきまして、もう話し合いも既に持っておりまして、今後の日程、移転であるとか、活動への影響など支障がなく活動ができるようにということで、お互いに調整を何度かただしていただきまして、進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 認識の違いなのかわかりませんが、利用者の団体は、移転、今のところが中央に移転をするということにはもう理解して、私も総会ですか、そういうことを申し上げたつもりなんです。今言っているのは、私が言っているのは、外見を見たときに、そんなに老朽しているものかなと。隣には出荷場があるわけですよ、隣に。そこと比べても全然遜色ない。だから、外が、全部がだめなのか、中がもう全然もう傷んじゃって、どうにもならないんだということなのかをお聞きしています。

○議長（新井 實君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小暮伸俊君発言〕

○生涯学習課長（小暮伸俊君） これは町で、認識でございますけれども、もう既に、現在ある陶芸小屋というのは、以前の場所、かなり前から、いつごろからというのがわからないところもございしますが、そのぐらい前からあったのを移転して、そして現在、かなりの年数を使っていると。それで設備等も多少不具合等も発生してきていると、そういうお話も聞いております。

町としては、安全に御利用いただくには、少々老朽化がしているというのが利用者の方からも御意見として上がっているもので、安全な御利用をいただくためには、こちらは解体というのが適切ではないかというふうを考えて対応していきたいと思っております。

○議長（新井 實君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） あそこは借りているんですよね、場所。年間幾ら払っているんですか、町は。だから、壊してしまえばお金がかからないとはっきり言えばいいじゃないですか。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 須長正実君発言〕

○総務課長（須長正実君） 高橋議員の質問に対して御説明申し上げます。

使用料につきましては、総務課のほうで借りているわけでございますけれども、金額につきましては持ち合わせの資料がございませんので、本会議終了までに調べてお答えしたいというふうに考えております。

○議長（新井 實君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 今の陶芸小屋の件につきまして、実はもう前から老朽化が進んでいまして、いろいろと手を入れてきたんですね。町のほうの陶芸の場所が狭くて、両方に分散しながらそれぞれやってもらっていたわけです。いわゆる作陶部分ですね。焼くほうにつきましては、中央公民館の脇にあったところの窯の中で焼いてもらっていたわけです。その間も、かなりいろんな部分で不具合が出たり何かして、町のほうでもかなり手を入れてきたわけです。

この際、陶芸場所を中央公民館の中に、きちっと設置できたということで、安全にやってもらうためには、やっぱりここに移ってもらうのがいいでしょうということで移ってもらったわけです。

したがって、安全にやってもらうために移ってもらったんですから、当然のごとく、今ある陶芸小屋については、新たな使い道に使うのではなくて、解体すべきであろうということで、解体の方向性をとったわけでございます。その点については御理解いただきたいと思うんです。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 私もその話はちょっと聞いていまして、陶芸小屋を使っている利用団体の方が納得していないような話を私は聞いています。ちゃんと利用団体に対して、中央公民館のところにスペースができたから解体をするんだという、そういう説明はされておるかどうかということなんですけれども、今まで使っている人が、もしその陶芸小屋を解体した場合には、陶芸のところから抜きたいというそういう話も私、ちょっとこの間聞いた話なんですけれども、そこら辺のところを確認したいと思います。

○議長（新井 實君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 今の件につきましては、陶芸の場所を中央公民館の中に移す以前から、神保原の陶芸団体とは話を進めてきたわけです。そういう場所ができるのであればということで、それでは町のほうも陶芸小屋をどこへ持っていかうかと、いろいろな検討をしたんですけども、安全で管理のしやすい、しかも中央公民館の中に使っていない場所がある。いわゆる以前の機械室ですね。ここを改修することによって、陶芸窯を安全に設置して、そして、作陶室もその手前の部屋で使えるだろうということで、作陶室と陶芸窯の場所を分けた、そんな形の陶芸室ができるということで説明をしてきているわけです。ですから、代表の方との話し合いはもう何回も何回もやってきて、御了解をいただいているというふうに私どもは考えております。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 教育長さんの話では、代表の方は納得されているということらしいんですけども、全員の方が納得されていないような話を先日聞きまして、何で壊しちゃうんだろうという、何か誤解をされているような話があるんですけども、そういう方もおりますので、もっと十分に説明していただければと思います。

以上です。

○議長（新井 實君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） この件については、中央公民館長も中心になりながら、団体といろいろと説明をしております。また、今回のこの件が、予算が通りましたら、また再度それは説明をして、いつごろまでということまで詰めていきたいというふうに思っています。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 説明資料の1ページの行政改革推進事業の委託料のところなんですけれども、公共施設再配置・維持保全計画策定業務委託料ということで、個別計画を作成していかうということでございます。委託料という形で出ているということは、この個別計画を作成するに当たっては、例えば内部で区分、検討してつくっていくだとかという考えではなく、100%外注という考えでよろしいのかということと、それがそのまま繰越明許で出てきていますので、当然、本年度では成果物が上がってこないということだと思うんですが、この完成といたしますか、納期はいつごろを考えているんでしょうか、以上で、御説明をお願いいたします。

○議長（新井 實君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 塚越敬介君発言〕

○総合政策課長（塚越敬介君） 納谷議員の御質問に対して御説明いたします。

まず、完全に外注でやるのかという点につきましてなんですけれども、外部に委託はするんですけども、もちろん内部調整が必要になる事業ですし、上里町民、地元町民の方々の意見も十分吸い上げていかなければいけない事業ですので、委託内容にはそのあたりも含めた上で、仕様書をつくりたいと考えております。

あとは、計画の作成時期なんですけれども、31年度中の完成を見込んでおりますけれども、ちょっと具体的な、いつまでというのは、今はまだ検討段階ではありますので、31年度中の完成というところで、説明のほうはとどめさせていただければと思います。

○議長（新井 實君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 私も何点か確認してお聞きしたいところがございます。

まず、2ページの子育て共生課、公有財産購入費ですが、これは以前、公立保育園建設検討委員会という委員会がありまして、結論的にこれは当時の前関根町長に委員会として答申してあります。こういうふうな形でというふうに私は認識しているんですが、この土地を購入という、旧中央公民館跡地に園舎並びに園庭ということで、私たちは認識して、委員は認識しているわけなんですけれども、その辺で園庭、園舎が手狭ということも認識しております。しかし、これは、今年の5月に町長が山下町長にかわったわけですが、その関係でそういった見直しが行われたんだと思います。

しかし、これを、要するに先ほどの答弁ですと、公立保育園予定地の南側に231平米購入予定だということなんです、具体的にこれを購入して、どのような変更が生じるのか、その辺が明確になっていない。当然、これを購入するということになる、その辺のレイアウトとか変更になると思うんですね。その辺を具体的に青写真とか平面図があるのかどうか、まず1点、それをお聞きしたいと思います。

それと、同じページの一番下、子育て共生課の児童館のところで、賀美児童館運営事業で子育て支援ルームの修繕費13万7,000円計上しています。これ具体的に子育て支援ルームの何を、これは私、説明あったのかもしれませんが、私、聞き漏らしたかもしれませんが、何を修繕するのかお願いいたします。

それと、先ほど同僚議員からもありました4ページの公民館工事請負費ですね、316万8,000円、賀美、長幡、七本木、上里東のトイレの洋式化、これは全てなのかという質問に対して、男性が洋式がないよと、女性は1基ずつ、以前資料を私もらったんです。今日持ち合わせていないのでよくわからないんですが、結論的に、これは将来的に、先ほどの説明ですと、高齢化

になってきていると、公民館利用者もですね。なっているということで、一つの理由を挙げたと思うんですが、全て今後将来、中期だか長期だかわからないですけども、それにわたって全て洋式化にするのか。

先ほどの説明だと、全部をする予定はないような感じなんですが、それとも体育館と同じような考えで、1基は、各フロアーに1基ごと、全てあるかどうか、各フロアーにトイレがあるかどうか、私は確認全部してないですけども、その辺について、体育館と同じような考え方を要するに和式は必ず残しますよと、将来的にですね。それとも全て洋式にしちゃうのか、それについてお伺いします。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 齊藤崇議員の御質問に説明をさせていただきます。

まず1点目、購入した場合の利用形態等についてということによろしかったかと思います。

購入につきましては、まず2階建てを1階建てに、園舎の見直しを山下町長がされたというのは、議会始まる時の中で、行政報告でしていたかと思いますが、それに伴いまして、旧公民館跡地と職員駐車場を含めた敷地では、園庭が大変狭くなってしまいます。そのため、2階建てを計画していたときと同じ程度の園庭を確保するために、隣接する用地についての取得を検討したところでございます。

その利用形態につきましては、昨年の基本設計の中でも話が出ておりましたように、あそここの場所においては北風が大変強いので、園庭に風が吹き込まない形の園舎を建てられればということで、北と南と西ですね、ちょっと長細いコの字型の園舎ができれば、園庭が建物で囲まれて、風が当たることがないのではないかというふうに考え、前の南側の敷地が利用できれば、そのような形態をつくることが可能ではないかということで、購入をしていく方向でということの検討になったわけでございます。

現在、図面につきまして、どのようなものがあるかということでございますが、7月に業務委託の発注をしたところでございます。ですので、現段階、図面を設計業者のほうに依頼をしております、設計途中でございますので、ご提示できるものは現在ないという状況でございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小暮伸俊君発言〕

○生涯学習課長（小暮伸俊君） 齊藤議員の御質問に御説明申し上げます。

今回につきましては、長幡、七本木、賀美、上里東公民館の男女1基ずつを和式から洋式に

という内容でございましたけれども、体育館のトイレの洋式化等は、今回の改修では行いませんけれども、今後とも検討していく課題であると認識しております。

そして、公民館についてでございますが、他の町の施設とも優先順位等も検討していく必要があると思いますが、公民館利用者の方々の要望を聞いて、対応について今後とも洋式化については進めていきたいと考えております。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 齊藤崇議員の質問について、補足がございましたので御説明させていただきます。

子育て支援ルームの修繕について、どこの場所を修繕するのかという御質問だったかと思えます。

賀美児童館におきまして、子育て支援ルームを畳の部屋で現在実施しております。実施開始時におきましても、若干の畳のほつれ等があったところですが、簡易の畳を敷いて対応したところなんです、やはり匍匐期であったり、まだ歩くのがちょっと苦手なお子さんについては、それにつまずいてしまうこと等がありまして、逆に危険だということが使うことによってわかりました。そのため、畳のほうの改修をさせていただくということで、今回補正予算を計上させていただきました。

以上です。

◎会議時間の延長

○議長（新井 實君） 通告いたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

○議長（新井 實君） 質疑を続行します。

総務課長。

〔総務課長 須長正実君発言〕

○総務課長（須長正実君） 先ほどの高橋勝利議員の質問でございますが、神保原の陶芸小屋の借地料につきましては、その部分につきましては5万9,230円、年間で借りております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 先ほどの公民館のトイレについて、私が質問したことに対する答弁

が私、ちょっと納得できないというか、質問の仕方が下手だったのか、ちょっとわからないんですが、いずれにしても徐々に洋式化していくというふうな考えはわかったんですが、これはだから、引き合いに体育館の例を出しましたけれども、将来的に、さっき高齢化が進んでいるという観点から進めていくということですよ。

ということは、それちゃうけれども、御容赦していただきたいんですけども、これからは町もどこの自治体もそうですけれども、みんな高齢化してくるわけですよ、高齢化。体育館利用も公民館利用も利用者団体、全てが高齢化してくるわけです。そういったことから、私が質問したのは、将来的にわたって、全て洋式化にするのかということを知りたいんですけども、それについて答弁がなかったような気がするんですが、もう一度その辺について答弁をお願いします。

○議長（新井 實君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 長期的展望という形になれば、当然のごとく洋式化というのは考えていかなくちゃならないと思いますけれども、今、公民館のトイレを洋式化していくというのは、いわゆる当面の課題を解決するという意味合いでございます。特に高齢者の利用率が公民館は非常に高いということで、体育館のトイレの洋式化の話もいただいたわけですが、公民館にちょっと先行させていただいたというのが今現状でございます。

それから、もう1点は、公民館のトイレの数、非常に少のうございます。男子トイレには和式が1つというような状況もございますので、そうしますと洋式化になってしまうんですね。男子トイレを和式を洋式化にすると、オール洋式になってしまうということで、その辺のところを考えますと、全て洋式化にするのはいつになるんだと言われますと、ここまでというふうには言えませんが、かなり洋式率は高くなるというふうに私自身は考えております。

ですから、今回のこの改修につきましては、当面の課題解決策としてやらせていただいているというふうに御理解いただければ大変ありがたいなと思っております。

○議長（新井 實君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 2点だけお尋ねします。

ここの授乳室設備工事費54万上げられていますけれども、どこにどのぐらいのスペースで、どういう設備を用意するかという金額が出ているということは、ある程度青写真ができていますので、そのことをお尋ねすると、あと1つは、くらし安全課の飼い主のいない、これは猫ですね、不妊手術10万円、これは1件につき幾ら、何頭分というか、何匹分かというのもお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 須長正実君発言〕

○総務課長（須長正実君） 仲井議員の質問に対しまして御説明申し上げます。

授乳室の設置場所ということでございましたが、現在、授乳室につきましては、1階の保健相談室を兼用として使っているわけでございますけれども、こちらが、2階にも保健相談室があるんですが、こちら現在、上下水道課の資料庫ということになってございまして、実質1つしかない状況でございます。そういった中で、インフルエンザとかそういった病気で体調を崩された方が保健室を使っていると、そこに同時に抵抗力の弱い赤ちゃんを入れて授乳をするということが非常に危険だろうということがございまして、町長の子育て日本一、ということもございましたので、もう一カ所授乳できるスペースを考えた方がよいのではないかとこのように考えました。

そういった中で、場所につきましては、現在、自販機が会計課の手前の右側にあるかと思うんですけれども、そこがスペースがあきましたので、約1畳ぐらいのスペースだと思うんですが、そこに鍵のかかるドアを設置しまして、中に赤ちゃんを置けるテーブル等、それから、上からちょっとのぞかれますと中が見えてしまいますので、そこに屋根をかけたりとか、そういった改修を加えて、そこに設置したいというふうに考えてございます。あくまでちょっと応急的なスペースになってしまうかと思うんですけれども、そういった対応を考えてございます。

○議長（新井 實君） くらし安全課長。

〔くらし安全課長 望月 誠君発言〕

○くらし安全課長（望月 誠君） 仲井議員の御質問に対しまして御説明をさせていただきます。

飼い主のいない猫の不妊、去勢手術補助金の金額でございますけれども、1頭につき5,000円でございます、それ20頭分、合計10万円ということでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 3番高橋勝利議員に申し上げます。既に質疑の回数が3回を超えています。質疑があれば、特別に発言を許可いたします。質疑は簡潔にお願いします。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 授乳室について、私は町が決断したということで、大いに評価しておりますので、今後も広がっていただければありがたいかなというふうに思います。

1つだけ聞きます。くらし安全課長に聞きたいんですけれども、大御堂の自衛消防に対して補正が組まれているんですけれども、私の認識だと、各地区にもそういう自衛消防あるんですけれども、これは、そういった不具合が出た場合には、各地区の自衛消防にも補助をしていく

のかどうかお聞きします。

○議長（新井 實君） 暮らし安全課長。

〔暮らし安全課長 望月 誠君発言〕

○暮らし安全課長（望月 誠君） 高橋勝利議員の御質問に対しまして説明をさせていただきます。

今回、大御堂の自衛消防隊に対しましての補助を計上させていただいたわけですが、町には上里町消防施設補助金交付規程というものがございますので、3分の1の補助をさせていただく規程がございますので、そういった各自衛消防隊で消防施設の修繕であったり更新等ございましたら、その制度が適用されます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかにございませんか。

6番猪岡壽議員。

〔6番 猪岡 壽君発言〕

○6番（猪岡 壽君） 2つばかりお聞きしたいんですが、1つは、先ほど同僚議員が質問した中で、総務課の財産管理事業の土地借上料33万6,000円なんですが、これにつきましては、所在地はまだ契約していないので申し上げられないということをお話を聞いたんですが、面積は教えていただけるのでしょうか。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 須長正実君発言〕

○総務課長（須長正実君） 猪岡議員の質問に対しまして御説明申し上げます。

面積は、考えている場所は約1,800平米でございます。

○議長（新井 實君） 猪岡壽議員。

〔6番 猪岡 壽君発言〕

○6番（猪岡 壽君） それともう一つ、住宅土地統計調査事業、産業振興課の件なんですが、ちょっと細かいんですが、土地統計調査指導員の報酬が2万7,000円マイナスということなんですが、これはどんなことでマイナスになっているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（新井 實君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 及川慶一君発言〕

○産業振興課長（及川慶一君） 猪岡議員の御質問につきまして御説明させていただきます。

当初、30年度当初予算を組みましたときには、そもそもその単価自体がちょっとわからなかったということで、前回の住宅土地統計調査の予算をもとに算出させていただいたんですが、当初予算成立後、単価につきまして県のほうから明示がございました。こういったものをもと

にして算出した結果、調査員の報酬の調整が必要、また、指導員の報酬の調整が必要となったところがございますので、その最終的な算出額に基づいて増減をさせていただいたところがございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第53号 平成30年度上里町一般会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 町長提出議案第54号 平成30年度上里町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（新井 實君） 日程第12、町長提出議案第54号 平成30年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第54号 平成30年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

まず、最初のページの第1条においては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ504万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億3,728万8,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものと規定するものがございます。

次に、2ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款7繰越金は504万3,000円の増額補正で、平成29年度の退職者医療療養給付費交付金の額が確定し、交付額に返還が生じたため、前年度繰越金を充当するものでございます。

歳入合計は、現予算に対して504万3,000円を追加し、32億3,728万8,000円とするものでございます。

次に、歳出となります。

款7諸支出金は504万3,000円の増額補正で、平成29年度の退職者医療療養給付費交付金の額が確定し、交付額に返還が生じたため、増額するものでございます。

歳出合計も歳入同様、現予算に対し504万3,000円を追加し、32億3,728万8,000円とするものでございます。

以上、平成30年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する提案に当たっての説明といたします。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第54号 平成30年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 町長提出議案第55号 平成30年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（新井 實君） 日程第13、町長提出議案第55号 平成30年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第55号 平成30年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

最初のページ、第1条においては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,664万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,809万8,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものと規定してございます。

次に、2ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款2国庫支出金は77万7,000円の増額補正、款3支払基金交付金は440万9,000円の増額補正、款4県支出金は172万7,000円の増額補正で、介護サービス給付等の保険給付費や介護予防・日常生活支援総合事業費の増額及び前年度介護給付費等に係る負担金等の精算に伴うものとなっております。

款6繰越金は1,972万8,000円の増額補正で、前年度繰越金でございます。

歳入合計につきましては、現予算に対し2,664万1,000円を追加し、18億2,809万8,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

初めに、款1総務費は25万3,000円の増額補正で、介護保険業務に係る職員給与費の増額となっております。

款2保険給付費は167万4,000円の増額補正で、介護予防福祉用具の購入費や介護予防住宅改修費など、在宅における介護保険サービス給付費の増額となっております。

款4地域支援事業費は2万6,000円の増額補正で、介護予防業務に係る職員給与費の増額となっております。

款5諸支出金は2,468万8,000円の増額補正で、前年度の介護給付費等に係る負担金等の精算に伴い、国・県等への返還分が確定したことにより増額するものでございます。

歳出合計も、歳入同様、現予算に対し2,664万1,000円を追加し、18億2,809万8,000円とするものでございます。

以上で、平成30年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案に当たっての説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第55号 平成30年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第14 町長提出議案第56号 平成30年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）
について

○議長（新井 實君） 日程第14、町長提出議案第56号 平成30年度上里町下水道事業会計補
正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第56号 平成30年度上里町下水道事業会
計補正予算（第1号）について御説明いたします。

最初のページ、第1条として、平成30年度上里町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、
次に定めるところによると規定いたします。

次に、第2条において、平成30年度上里町下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出
の予定額を次のとおり補正すると規定いたします。

支出内容といたしましては、人事異動による給与費の補正を行うものでございます。

具体的に支出予算につきまして申し上げます。

第1款事業費を既決予定額に対しまして、122万5,000円増額し、2億2,809万1,000円とする
もので、第1項営業費用を増額する補正でございます。

次に、2 ページをごらんください。

第3条として、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

(1)職員給与費の既決予定額に114万5,000円を増額し、2,184万3,000円といたします。

以上、平成30年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）の提案に当たっての説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第56号 平成30年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎散 会

○議長（新井 實君） 本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後5時16分散会